

「会津若松市地域防災計画（修正）（案）」に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方について

募集方法及び結果は下記の通りです。

- 1 募集期間 平成30年2月9日（金）～平成30年3月10日（土）
- 2 周知方法 市ホームページ及び市政だよりによる広報
市政情報コーナー、各支所、各市民センター及び危機管理課窓口における閲覧
- 3 意見を提出できる人
 1. 市の区域内に住所を有する方
 2. 市の区域内に通勤、通学する方
 3. 市の区域内で活動する個人または団体
- 4 意見提出者数及び提出方法 1名（危機管理課へ持参）
- 5 意見件数 2件（1人）
- 6 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	自主防災組織の活動内容に、新たに「地区防災計画の作成」や「避難所運営」が追加されたが、当該取組は義務化されるものなのか。	自主防災組織は、「住民同士の助け・支え合う精神に基づく自発的・自主的な防災組織」であることから、義務化されるものではありません。自主防災組織の望ましい活動の例示として記載したものです。
2	地域防災計画と災害時要配慮者支援プランにおける避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲について、従前に配付されている避難行動要支援者名簿登録制度の資料では、細かい等級分けがされているが、統一する必要があると考える。	名簿に掲載する方の範囲については、要介護認定等の要件に該当し、かつ避難行動が困難な方が要件となっており、等級の基準を定めてはおりません。 一方、実務的には上記要件に当てはまると考えられる方を、介護度や障がい者手帳の等級で整理し、名簿化しているところです。 よって、名簿対象者の定義と名簿の抽出結果の違いとご理解願います。